太高発第７２８号

令和７年９月２日

指定居宅介護支援事業所　管理者　　様

常陸太田市長　藤田　謙二

（　公　印　省　略　）

「令和７年度前期分」居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算について（依頼）

　日頃より介護保険制度の推進について、ご協力をいただき御礼申し上げます。

　さて、標記の件について、市では半期ごとに当該減算適用の可否を判定する必要があります。

　つきましては、下記の事項を確認のうえ、「居宅介護支援における特定事業所集中減算チェックシート」を作成し、**下記に該当する事業所におかれましては、チェックシート及び必要書類を必ず提出**されますようお願いいたします。

記

１．提出の対象となる事業所

　　以下の（１）又は（２）に該当する場合は必ずご提出ください。

　（１）判定期間中（令和７年３月１日から令和７年８月３１日まで）に作成した居宅サービス計画に位置付けた対象サービス（訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護または福祉用具貸与）のいずれかにおいて、紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合が８０％を超える事業所

　（２）現在、当該減算が適用されており、今回の判定により減算適用除外となる事業所

**※チェックシートはすべての居宅介護支援事業所が作成・管理する必要があります。このことから、提出対象外の事業所につきましても、書類作成状況の把握のため、チェックシートをご提出願います。**

２．提出書類

　　・居宅介護支援における特定事業所集中減算チェックシート

　　・「特定事業所集中減算を適用されない居宅介護支援事業所に係る基準及び必要書類」に記載されている書類のうち、理由に応じて必要となる書類

　※提出様式や関係通知は市ホームページからダウンロードできます。

　　≪掲載場所≫トップページ→くらし　福祉・介護→介護

→【事業所向けページ】居宅介護支援事業

※新たに集中減算の適用または除外となる場合は以下の書類も提出してください。

　　・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

　　・介護給付費算定に係る体制状況等一覧表

３．提出期限

**令和７年９月１６日（火）　必着・厳守**

４．提出方法

　　　　原則は、市役所高齢福祉課（６番窓口）への持参としますが、郵送による提出も可とします。

５．当該減算に係る留意事項等

　（１）令和７年度前期の**判定期間は、令和７年３月１日から令和７年８月３１日までとなります。**

　（２）当該減算の対象となった場合、**減算適用期間は令和７年１０月１日から令和８年３月３１日までとなります。**

　（３）特定事業所集中減算とは、正当な理由なく、当該指定居宅介護支援事業所において前６月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護など対象サービスの提供件数のうち、同一の対象サービスに係る事業者によって提供されたものの占める割合が１００分の８０を超えている場合、**当該事業所が実施する減算適用期間の居宅介護支援費のすべてについて、月２００単位を所定単位数から減算するというものです。**

　（４）本通知の趣旨は、上記要件に該当する事業所のうち、「正当な理由」に該当すると考える事業所について、当該減算適用の可否を判断する書類の提出を求めるものです。なお、「正当な理由」の範囲については、地域的な諸事情も含め諸般の事情を総合的に勘案し、適正に判断することとされていることから、各事業所において理由を記載した場合であっても、市長が不適当と判断し、特定事業所集中減算を適用することがあります。

　（５）**提出対象の事業所が提出期限までに届出を行わなかった場合は、「正当な理由」の有無に関わらず、特定事業所集中減算適用となります**のでご留意願います。

　（６）チェックシート上の紹介率最高法人の計算は、同一法人格を有する法人単位で行います。

６．その他

**当該割合（上位３位まで）については、指定居宅介護支援の提供開始の際にも利用者又はその家族に対し、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、必ず利用者からの署名を得ること**とされていますので、適切な対応をお願いいたします。

【書類の提出・問合せ先】

〒313-8611常陸太田市金井町3690番地

常陸太田市保健福祉部高齢福祉課

介護保険係　平野

TEL　0294‐72‐3111（内線149）